

武蔵野市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例

武蔵野市軽費老人ホーム条例（平成6年6月武蔵野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 老人ホームの利用料の減額又は免除に関する業務</u></p> <p><u>(3)及び(4)</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、老人ホームの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p> <p>(利用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第8条 <u>指定管理者</u>は、利用者が疾病等により医療機関に入院したときその他特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)及び(3)</u></p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、老人ホームの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、利用者が疾病等により医療機関に入院したときその他特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p> <p>号の繰上げ及び字句の改正</p>
<p>(利用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第8条 <u>指定管理者</u>は、利用者が疾病等により医療機関に入院したときその他特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、利用者が疾病等により医療機関に入院したときその他特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。